

職長 局長 補佐 係



発委第1号

平成31年3月5日

鹿追町議会議長 埴 洸 賢 治 様

提出者 議会運営委員会

委員長 吉 田 稔

鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月5日提出

鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例

鹿追町議会基本条例(平成22年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(以下、「委員会」という)」の次に「並びに全員協議会」を加え、同条第5項中「意見交換等の機会を積極的に持つものとする。」の次に「議会報告会は、年2回以上開催するものとする。」を加える。

第11条第3項中「町民に報告する」を「議会広報紙、議会ホームページに掲載する」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 常任委員会は、所管事務調査及び政策提案を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。
- 3 常任委員会は、所管事務調査及び政策提案の一環として長に対し質問する必要があると認める場合には、委員長又は副委員長若しくはその他の委員が、本会議において議長の許可を得てこれを行うことができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔提案理由〕

第4条は、全員協議会の原則公開、議会報告会の回数、第11条は政務活動状況の具体的な報告方法をそれぞれ明確化した。

第12条は、各常任委員会が実施する所管調査等をもとに委員会全体の意見として代表質問を可能とするため。